

第4回大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会

日時:令和5年10月25日(水)

午前10時～正午

1. 開会

事務局: ただいまから、第4回大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会を開催させていただきます。皆様方にはお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。本日は、前回に引き続き計画素案についてご議論いただきたいと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。

それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。まず、「会議次第」、「第4次大東市男女共同参画社会行動計画素案」、以上2点が本日の資料となります。予備をご用意いたしておりますが、必要な方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、ここからの議事の進行は本委員会規則第3条第1項の規定により委員長にお願いしたいと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

2. 議題

委員長: 第4回策定委員会を始めるにあたり、本委員会については「公開する」と決定しておりますので、市民の方々に傍聴していただくことができますが、本日は傍聴希望者がいないと聞いております。では、早速議事に入らせていただきます。

本日の会議が計画素案について最後の議論となります。来月には、行政内で計画素案について最終決定され、パブリックコメントが実施されることとなりますので、皆さんご意見をお願いします。

前回8月30日の会議から本日までの経過について、事務局からの説明をお願いします。

事務局: 9月28日、課長級職員で構成される大東市男女共同参画社会推進本部幹事会を開催、素案について議論されました。

第3章 計画の内容について、素案の22ページ基本方向Ⅰ「あらゆる分野における女性の活躍推進」のタイトル下の総論的な文章が抜けておりましたので加筆させていただきました。34ページの基本方向Ⅱ「人権尊重と安心して暮らせる地域社会づくり」の下にも同様に11行を加筆させていただきました。44ページの基本方向Ⅲ「男女共同参画の意識作り」の9行についても同様です。

次に41ページの基本施策7「生涯を通じた男女の健康支援」の冒頭の7行についても追加修正しております。これらが幹事会で指摘のあった箇所です。

次に、10月18日 特別職及び部長級職員で構成される大東市男女共同参画社会推進本部会議を開催し、素案について議論されました。

5ページの目「中間目標値の評価」についての一覧表内の実績値はどこからの引用かという指摘がありました。そのため、5ページの一番下に、市民意識調査結果に基づいたものという記載を追加いたしました。

また、5 ページの 4 番の「公立小中学校における女性管理職の割合」について、実績と評価について違和感があるということでしたので、「初等教育、中等教育機関を合わせた教頭以上に占める女性の割合」を参考として追加しました。当初の実績値も 22.5 パーセントという数字で、小学校と中学校を合わせてトータルではほぼ横ばいという状況になります。

また、数値目標の 1 番に「男女共同参画推進条例の認知度」がありますが、条例の認知度を目標とするのは無理があるのではないかという意見が出されました。第5次計画には見直しが必要であるかと思えます。

最後に、全体的な文章の表現のデリケートさについて、検討してほしいとの意見がありました。詳しくは後ほど説明させていただきます。

委員長： 事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問等はございませんか。

幹事会では、全体的な見通しを加筆すべきという意見と、また推進本部会議では、「公立小中学校における女性管理職の割合」についてなぜこのような評価になっているのか等、関心を持たれたことは嬉しいことです。

「中間目標値の達成状況」のD評価に疑問があるという意見についてですが、一つ目の「1.大東市男女共同参画推進条例の認知度」のD評価については、「推進条例の認知度を数値化できるものなのか」という意見がありました。アンケート調査や市民意識調査結果を集計した 11 番や 12 番もD評価になっています。市民の意見を数値化して諮って見たら実態はD評価であったということで行政が改善しなければならないところではあり、計画を効率的に進めるためには市民に対して啓発や広報を積極的に実施して行かなければならないと思います。4番のD評価に対する意見については、数値を見ると女性管理職の割合が、中学校の実績値は横ばいだけれども、小学校の実績値に違和感があるという意見でよろしいですか。

事務局： 人事の事ですので年によってバラツキがあると思いますが、8 人/24 人という目標値を設定した 2018 年は女性管理職の多い年度でもあり、5 年後に2人減ったものの国や府の基準に照らし合わせると決して悪い数値ではないと教育委員会から異議が出ました。男女共同参画計画の目標が国や府の指標と違うことに違和感があるという事です。

委員長： 国と市の比べる基準が違うということですか。

事務局： 大東市については、5年前が女性の管理職が多い年で、それを基準として比較したので、D 評価になってしまっている。国や府の基準で照らし合わせたものが下の数値ですが、この数値の取り方だと、逆に大東市は多い方だと褒められているそうです。

委員長： 確かに、数字だけ見ると良い数値なのに、D評価となってしまう。

事務局： 前回の実績値に対する改善率がD評価です。前回よりは減っている。しかし、目標の取り方を、前回の8人を基準として、さらに10人、12人とした。12人というのは24人のうちの半分。50パーセントという目標は、国や府の基準と比べても高い

目標を掲げすぎではないかということです。

委員長： 実数としては減ったけれども、その割合は府が出している数値よりは高いという事ですか。22.5%よりはいいという事でしょうか。

事務局： そうです。

委員長： 皆さん理解できましたか。

委員： 表記の仕方も市民としては理解しにくいので「初等・中等教育機関の管理職に占める女性の割合」ではなく「これは小学校と中学校を足した数値です」のようなわかりやすい表現にした方がよいです。

事務局： ここはわかりやすいように変更したいと思います。

委員： 小学校の女性教諭の比率と、中学校における女性教諭の比率がかなり違います。小・中をトータルするというのには問題があります。また、そもそも母数が少ないため多少の違いでも数値上では大きく変動します。数値の出し方に問題があるのではなく、根本的な問題は女性が管理職になりたいという環境が整っていないからではないでしょうか。女性教諭にとっては家庭と仕事の両立がむずかしいので、働き方改革を先行して進めることが重要ではないでしょうか。

委員長： 小学校と中学校の数値を合算するともったいないので、教育委員会の数値は参考値として掲載し、大東市の小・中学校の取り組みは高く評価されていたけれども、その伝統を生かしながら女性管理職向上のために敢えて評価をしたというような説明が必要です。

委員： 学校基本調査で、令和元年度では小学校の女性教諭の比率が6割で中学校が4割ということで、大東市の実績値は悪くはない。男女共同参画社会行動計画の会議内ではマイナス10ポイント下がっているのでD評価ですが、大阪府の目標である22.5パーセントという基準で見ると悪くないといった注釈を入れてはどうですか。

委員： そもそも国の評価割合が正しい評価基準でしょうか。全国に比べれば悪くない数値でも果たして全国の自治体が男女共同参画にマッチするような評価基準を設けているのでしょうか。

委員長： 様々な考え方がありますので、女性管理職の向上を目的に激励の意味で評価を下げたと説明してはどうでしょうか。

4ページの本文の「14の指標項目(次頁参照)のうち、目標を達成した」に続けて記号(A)を挿入してはどうでしょうか。ではAとは何かと評価表のAが強調されます。A評価の「男は仕事で女は家庭という考え方を否定的に思う市民の割合」に繋がり、さらに「市男性職員の育児休業取得率と市女性職員の役職者の割合」「女性のいない審議会等の数」「男女いきいき・元気宣言

登録事業者数」に繋がりますので、評価Aの意味がわかりやすくなると思います。

また、「一定の進展があったものの目標達成に及ばなかった項目」に続けて記号(B)を挿入して、それぞれの評価に注目してもらいます。

次に、「新型コロナウイルス感染症の影響も考えられます」は趣旨が違うので省いて、「職場において男女平等であると思う市民の割合(女性)は当初値から悪化しています」で一旦文章を切るのはいかがでしょうか。

事務局： 前回の委員会で委員より新型コロナウイルス感染症の影響があったことを書き添えた方がいいという意見が出ました。

委員長： 「コロナウイルスの影響で、啓発できなかったから」という方がいいのではないのでしょうか。

事務局： 啓発活動が十分でなかったと行政も認識しています。

委員長： 文面からすると「新型コロナウイルス感染症対策」ではなく「対策」を省いて「新型コロナウイルス感染症の影響も考えられます」と続けてください。

事務局： 修正させていただきます。

委員長： 表下の脚注がわかりにくいので、※1の市民意識調査と※2の児童意識調査の書体をゴシック体にするなどして強調してください。

委員： 4ページの本文に二重カギ括弧と丸括弧が混在しているために読みにくいため、違う記号に変更して見やすく表記してください。

委員長： 本文からカギ括弧を削除してはどうでしょうか。「男は仕事」、「女は家庭」を括弧でくくる必要はありません。

委員： 5ページの指標項目3と連動していますので、そのまま引用されていると思います。

委員長： 削除すると問題がありますか。無くても意味は通じるとは思いますが。

コンサル: 趣旨は変わらないのでカギ括弧を削除しても問題はないかと思えます。

委員長: では削除します。「デートDVの認知度(中学生)」のカギ括弧と、下の段落の2行目の「家庭や仕事など優先したい暮らし方の希望と現実が一致している人の割合」「職場において男女平等であると思う市民の割合(女性)」もカギ括弧を削除してください。表とは齟齬があるけれどもわかりやすいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

6ページの基本方向 I の3段落目の文言で、「女性活躍の推進に向けて、第2期大東市女性の活躍推進特定事業主行動計画を策定し」の後に読点を挿入してください。

委員長：では議題2に移ります。第4次大東市男女共同参画社会行動計画素案について事務局より説明をお願いします。

コンサル：株式会社名豊の大川です。修正点を説明させていただきます。

素案の3ページをご覧ください。2の世界・国・大阪府の動向です。計画策定以降の世界と国と大阪府に分けて主な動きを記載しています。

こちらの表の最下段の 2023 年の国の動きについて、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の交付・施行」を追加させていただいております。

続きまして、4ページをご覧ください。先程議論がありまして修正という形にはなりますが、下から7行目より評価の仕方の項目の説明をご覧ください。条例の認知度や市民活動グループとワークライフバランスの実現に関する指標の前に、「新型コロナ感染症の影響も考えられ」という文言を加筆し、前回の策定委員会の委員の意見を反映させていただきました。先程いただいた意見についても反映させていただきたいと思っております。

続きまして5ページです。こちらも先程意見をいただいたところですが、項目4の公立小中学校における女性管理職(教頭以上)の割合について、参考といたしまして大阪府教育委員会基準での評価を下段に追加しております。さらに、表の数字はどこから引用したのかというご意見に対して、表下欄外に脚注を設けまして※1から※3まで推進本部会議資料からの出典を付け加えております。

続きまして、17 ページをご覧ください。(5) 困難な状況におかれている女性への支援になります。こちらについては文章内容がわかりづらいという事でした。国の文言を引用した経緯がありますので対象がどのような方々なのかがわかりやすいように修正を加えております。

続きまして、20 ページと 21 ページになります。第3章計画の内容として見開きの体系図があります。前回の計画の内容に比べると重要なページであるためもう少し工夫が欲しいというご意見がありました。そのために少しデザインを加えました。「基本方向」については丸をイメージした図を挿入し、基本政策については色を替えました。21 ページにつきましては、それぞれ女性推進活躍計画やDV防止基本計画についてどこが該当するのかを記載しておりますが、さらに重点施策が視覚的にもわかりやすいように、黒抜き白文字のデザインに変更させていただきました。

続きまして、22 ページ以降になります。それぞれの基本方向で、22 ページの基本方向1と 34 ページ基本方向2、44 ページの基本方向3の冒頭のリード文についてです。前回計画では課題を主眼にしたリード文があったものの、課題については前半にアンケート調査や評価により取りまとめておりますので、課題を踏まえたなかでの「今後の方向性」を主眼にした文章に変更しました。補足として基本方向に関係するグラフなども加えております。

続きまして、41 ページをご覧ください。基本施策7生涯を通じた男女の健康支援です。こちらについては、冒頭の一段落目がない状態でいきなり「リプロダクティブ・ヘルス/ライツが必要です」と唐突に文章が始まっており、委員のご指摘により、どうして男女共同参画に健康支援が必

要なのかという趣旨の文章に修正をいたしました。

続いて42ページをご覧ください。基本施策8「困難な状況におかれた人への支援」では、一行目の「ステップファミリー」を(子連れ再婚家庭)と表現しておりましたが、詳しく説明をして行く必要があるのではないかというご指摘があり、用語解説を加え、読みやすさと内容を理解していただくよう再考いたしました。こちらも前回策定委員会でいただいたご意見です。

続きまして、43ページをご覧ください。細かな事業内容になります。No.58が、「行政文書などの性別欄や内容の見直しを行うほかに、窓口対応において性的少数者への配慮を行います」となっておりましたが、「市職員が性の多様性について正しい知識を持ち、性的少数者(セクシャル・マイノリティ)に配慮した窓口対応ができるよう全庁的に周知徹底を図ります」とし、担当課を総務課から人権室に変更しています。

また、No.59を新規で追加し、「性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)の方々や関係者の悩みや困りごとに関する相談体制の充実を図ります」とし、人権室を追加しております。こちらについては、法律の状況を踏まえながら相談が必要であるということから加えたものです。

続きまして、同じページの施策方向23「困難な状況におかれている女性の支援」になります。こちらについては、前回の素案資料では「社会生活を営むうえで困難を抱える女性の支援のため、相談啓発などの事業の拡充を図ります」となっており、重点施策ですが、国や府の動向が不確かであったことから2行の文章のみとなっております。今回、大阪府の計画の骨組みが出て、国も基本方針を出しておりますので、それらを踏まえて事業内容を加えております。

No.63については、「社会生活を営む上で、困難を抱える女性の支援のために女性相談支援員を配置し、相談体制の拡充を図ります」としております。

No.64では、「困難な問題を抱える女性へ必要な情報提供を行い、関係諸機関や民間団体などと連携し適切な支援を行います」としております。

No.65については、「困難な問題を抱える女性への支援のため、相談先や支援窓口について効果的な周知を行うとともに、啓発に取り組みます」として、法律に沿った形で市の方向性と努力義務に対応できるように追加修正を加えております。

最後ですが、52ページをお願いいたします。2「数値目標の設定」です。こちらについては、No.3の「男は仕事」「女は家庭」という考え方を否定的に思う児童等の割合ですが、大学生のみ女性男性ともに最終目標値を達成していたということから、大学生の男女共に85%という最終目標値に修正しております。

次に、先程の話にありましたように、こちらは、公立小中学校における教頭以上に占める女性の割合を、初等教育と中等教育機関における役職者の女性の割合とし、大阪府の基準に変更して指標項目の最終目標値も変更しております。評価の脚注に参考として入れた実績を踏まえて目標値を見直すための案です。

その理由については、54ページの下段に※文末脚注を入れまして、指標項目4については、男女共同参画「第5次男女共同参画基本計画」の成果指標に合わせて指標項目を見直していますということを一文加筆させていただいております。説明は以上でございます。

委員長： ありがとうございます。時間を取って、色々な質問をいただきたいと思います。

委員： 11 ページの国の関連法に「困難な問題を抱える女性の支援のための法律」も入れても良いのではないのでしょうか。

事務局： こちらは改訂版の公布が来年の4月になりますので現計画には記載しておりません。

委員： 「困難な問題を抱える女性の支援」については文言内にも記載されていますので、括弧付きで（令和6年4月施行予定）を挿入して法律を記載してはどうでしょうか。

事務局： 調整します。

委員： 15 ページの(2)あらゆる分野における女性の活躍推進の8行目に、「さらに責任を望まない女性の管理職の登用を」とあり、これでは女性が望まないことが活躍や推進を阻害しているように聴こえます。女性が手を挙げられない背景があるのではないのでしょうか。言葉を補足して欲しいと思います。

委員： 「責任が大きくなる」をとるとよいのではないのでしょうか。敢えて述べなくてもいいと思います。

委員： あと、41 ページの基本施策7の「生涯を通じた男女の健康支援の健康」の意味を考えた時に、体の健康だけではなくこころの健康やジェンダー・バイアスで苦しむ方も含まれます。この文言では体だけの健康を指しているように受け取れますので、ジェンダー・バイアスや価値観などの表現も入れていただきたい。

委員長： 文頭の「性別にかかわらずお互いの人権を尊重し」では弱いということでしょうか。何か適切な言葉はありますか。

委員： この文言自体には問題がないのですが、その下の「女性は、妊娠、出産を経験する可能性があり、また、性別にかかわらず、ライフステージごとに、それぞれ心身の健康上の課題があります」という文言については、体の健康のみに注目しているように思われます。

コンサル： 健康の概念はWHOが心身共に定義しておりますので、一行目に「心身共に健康で」を加筆させていただきたいと思います。多様性の尊重という観点を含めた点では「お互いの人権を尊重し」に文言を追加修正したいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長： 女性の健康について体の健康に特化しすぎているというご指摘ですね。

委員： コンサルのアドバイスの多様性の尊重も大切ですが、現実には相談を受けるのは、仕事がないことやDV、性暴力、現実的な貧困で困っているといった相談が多く、そのために精神的にも病んでいます。社会の偏見もあり、働きたくても体がもたないなどで苦しむ女性が沢山いらっしゃいますので、健康とは何かを考えた時に体だけではなく、心身共に安心して暮らせる場、安心して生き

られる場という意味での「こころの健康」が重要です。

委員長： では、心身ではなく「こころ」を入れてはどうですか。こころの健康が気付けるような文言に修正してください。

次に 42 ページの 52 番の文中の「履行確保」とはどういう意味ですか。専門用語ですか。

事務局： 離婚の手続きにかかった費用への補助がありますという意味です。

委員長： 弁護士費用などですか。

事務局： そうです。

委員： 養育費を受け取るのは離別後の離婚家庭ですから、色々なケースがありますのでこの主語はひとり親家庭ではないと思います。

事務局： 死別もありますし未婚の場合もありますので、表現を修正します。

委員： 22 ページの表題の下に内閣府のグラフを追加されましたが、ジェンダーギャップ指数では日本が世界でも 125 位であることがわかりやすく示されています。ただ、その横の表示にアイスランドと日本が対比されていますが、アイスランドは人口が 37 万人で北海道ほどの面積ですので、英国やドイツと比較するならばわかりますが、日本とアイスランドを比べるのには無理があると思います。

委員長： これは内閣府が作成したグラフですね。

コンサル:内閣府が示したグラフですが、大東市の計画に掲載するべきなのかについては検討します。

委員長： このグラフには平均値もありますので、日本が平均値より下ということはわかります。

委員： 用語に関してです。21 ページの(9)男性のためのエンパワーメント支援と(10)女性のためのエンパワーメント支援という文言ですが、エンパワーメントの意味としては勇気づけるとか力を与えるなど支援という意味が込められているので支援が重複しませんか。また、エンパワーメントが市民にわかりやすい言葉なのかという疑問もあります。

事務局： 本来の意味としては委員の意見通りに支援をして行くことですが、58 ページの用語解説によると、エンパワーメントの意味が「最終的には行動して行くこと」とあり、用語集の方法に従って「支援をして行くこと」としています。

委員長： 7ページの基本方向Ⅱ「人権尊重と安心してらせる地域社会づくり」の【課題】の3段落目の

「行動の認識のギャップの解消」という文言の意味を教えてください。

コンサル： 男は仕事で女は家庭という古来の考え方から、女性の意識が少しずつは上がって来たもののワークライフバランスや女性の社会進出などの意識が家庭内にも浸透しているのかという疑問があり、知識はあっても行動が伴わない事が指摘されていますので、それを課題とし、「行動と認識のギャップ」と表現しました。

委員長：それを言うならば、「実際の行動と認識のギャップ」です。

コンサル：修正します。

委員： 認識ではなく「性別役割分担の意識」に替えるとわかりやすいです。

委員： 53 ページの数値目標の設定で、「初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合」について、中間目標値の表には国の目標値は記載されないのですか。記載すれば現在値の位置づけがわかりやすくなります。

委員長： 余白が沢山あるので、指標項目4のいきさつを項目別の表に作成して、空きスペースに挿入したらいいと思います。今までの目標値と前回の目標値を入れて、小学校と中学校の目標値も記載するとわかりやすくなると思います。

事務局： 検討します。

委員長： 22.5%は 21 年度の目標値ですので、25 年度の 25%という目標値も入れて、国の目標値も入れてはどうですか。

事務局： 54 ページの表下に脚注がありますが、このように説明をわかりやすくということによろしいですか。

委員長： そうです。言葉で説明すると混乱するので、表4の枠を広くとって、小学校と中学校と国の目標値も加筆してください。

事務局： 推進本部会議ではこの計画を立てた時の目標値の設定を実数で立てたことが課題となっています。現状は変更できませんので、現状に新たな目標という考え方、国であるとか、大阪府であるとかの目標を組み込んで行く。あくまでも実績ではなくて、全体的な目標値に定めたことがいいのではないかというご意見をいただきました。

それに対応したのが5ページの4番の欄外の脚注です。「当初の計画策定した実績値の現状を見るのではなくて、当初からあくまでも国の目標を基に定めなければならないのではないか」という意見がありましたので対応したものです。進んで行くうちに様々な施策を行って最終的にこの5年間の目標設定につきましては、前段で参考にしていくことを数値目標として行っていく。

それを市としては 25%で、国が掲げている目標を達成して行きたい。今後5年間の目標設定のところを新規目標に変更させていただきました。それで、様々な取り組みを提示して 2028 年には 25%を超える状況に達するようにするというのが推進本部会議の意見でした。

当初の計画から4については変更になっておりますので、表下の脚注として表記させていただきましたが、国の目標という事が一般の方にはわかりづらいので、もう少し詳細を書かせていただきます。

大東市の現状と国の規格については、これから動きが様々ありますので、今回のこの計画では詳細については控えることと推進本部会議で審議されましたので報告したいと思います。

委員： 補足を。もうすでにご存じのことかもしれませんが、管理職の資格は小学校と中学校が分離されているものではありません。私は中学校の教員免許しか取得しておりませんが、小学校の管理職になることは可能です。管理職登用については免許に関わらず教育委員会が認めたものであり、小・中と一緒に見えていますので、この数値の見かたとなる理由にはなるのかなと思います。

委員長： 大阪府と国の数字は大きく変わっていますか。

事務局： 国は校長が 20%以上で、教頭以上が 25%という目標を設定しています。大阪府は校長と教頭に関係なく、全体で 25%となっています。今回は大阪府の目標値を採用しました。

委員長： さほど変わらないのであれば 25%にしておいて、説明を脚注として入れましょう。5年間に亘る大東市の取り組みへの評価も入れながら、25%に設定しましたという説明ではいかがですか。よろしいですか。

小学校の先生で管理職になろうと思ったら、資格は必要なのですか。

委員： 管理職の資格がとくにあるわけではなく、教育委員会の実施する管理職試験を受けて選考されます。高い年齢になると、男性の役割、女性の役割と子どものころから教わってきたことがありますので、どうか。ただ、教頭の女性の割合が高くなれば、校長に就任する女性の割合も増えて来るわけですから、教頭以上で考えることが相応しいのではないかと思います。

委員長： 数値目標の設定の欄に 2027 年と 2028 年という西暦が混じっていますが、整えられませんか。

事務局： 27 年になっているものは、市民と児童の意識調査によって割り出されたもので、今年度は令和 5 年度に策定委員会を開いており、改訂版は令和 5 年度に交付されますが、市民と児童の意識調査によって割り出された数値は1年前のデータです。実績は令和 5 年度の 4 月現在の数値ですので、1年違いの表記になっております。

最後に説明書きをいれましょうか。

委員長：2027 年だけだといいいけど、2028 年もありますよね。

事務局:アンケート調査に基づかない項目については、改定する年度の最新のものが取れますので。

委員長:表記を削除してはどうですか。

事務局:削除したうえで脚注に説明を入れた方がいいですか。

委員長:最終目標値については1年の誤差があるということでいいですか。

事務局:5 ページの表下の脚注にも説明を入れていますので同様のスタイルではいかがですか。

委員長:さらに脚注を加えると混乱します。わかりやすく、表記を削除したうえで、最終目標値を男女ともに2027年で統一してはどうでしょうか。

事務局:最新値の実績で取れるものもありますが、よろしいのでしょうか。

委員長:2027年で統一して、脚注に調査と実績の年度に乖離があると入れますか。

事務局:27年度の調査結果と28年度の実績から取った数値ですということではどうでしょうか。

委員 : 表下の脚注※1に2027年度に取った調査結果です、※2に2028年度の目標値ですとし、表の中は脚注記号をつけるだけにすれば、表の体裁による違和感はなくなると思います。

委員 : 2027年や2028年といった年度の表記があることが混乱するもとですので、取り去って欄外に書くか。そもそも最終目標値なので年度は要りませんか。

コンサル:他市の事例として、最終目標値については計画期間と整合性を諮りますので2028年度として記載をし、前年度にしか実績を追えないものについては、脚注記号※を入れ、脚注記号のついていないものについては表下の※説明書きを参照するというのではどうでしょうか。

委員長: ※は幾つつきますか。

コンサル:2027年と記載されているものは全部つきます。

委員長: 表頭の最終目標値の表示の下に(2027年・2028年)としてはどうですか。

事務局: そのように調整させていただきます。

委員 : 7ページの【課題】の下から2行目に「LGBTQをはじめ性的少数者(性的マイノリティ)に対する

理解を深め」とありますが「性的」と 2 回続いていますので、セクシュアル・マイノリティのみでいいのではないのでしょうか。

基本施策8の養育費については、養育費の受給率が日本は非常に低いので、行政が介入することなのかと思いますが、未婚の場合は認知している父親からの履行の確保はあると思いますし、死別の場合はひとり親世帯に対する児童手当や児童扶養手当が法的に支給されます。

基本施策8「困難な状況におかれた人への支援」で、1行目にステップファミリーという表記がありますが、具体的に関連する事業がないように思います。どのような事業が検討されていますか。また、多様な家族や多様なライフコースで生きる人々の中で支援を必要とするケースがあり、そういう方々が抱える困難の背景には偏見や差別があるので「解消を行う啓発を行います」とありますが、セクシャルマイノリティ、困難な状況におかれている女性のところにそれぞれ「啓発を行う」とありますが、それ以外の方にはどのような啓発を行うのか気になりました。ただ、ステップファミリーについてここで明記されたことはこれからのファーストステップとして意味のあることだと思います。

性別役割分担についてのアンケートで、どのような訊き方をされたのかが気になります。性的な役割分業は役割を強制的に割り振られることが問題なわけですが、男は仕事で女は家庭もひとつの役割分業と考えれば、自ら希望するケースもある。例えば将来専業主婦を希望する若者は減ってはいますが一部にいますし、否定的、間違っただとしてしまうのは、内閣府の調査とはちがった聞き方になっている。設問の仕方によって若年層に意図しない偏見を植え付けてしまうことにならないかと思います。

委員長： ステップファミリーについては事務局から何かありますか。

事務局： ステップファミリーにつきましては、人権室も子ども家庭室も様々な動きがあるということは認識し取り組んでいます。市としてどのような政策を打ち出すのかが検討中のために計画に記載しておりません。今後、進んで行くと思いますので、表記がないからといって施策を進めて行かないという事ではありません。

委員： 53 ページの目標値が妥当なのか疑問です。指標項目9番の市民活動グループが9団体から減って現在は6団体ですが、それを 20 団体の最終目標に掲げられています。20 団体が妥当なのか、数値目標の根拠を教えてください。

今は男女共同参画を意識していない活動団体が、新たにそこに重きを置いて、団体に加盟するのか、男女共同参画をメインとした団体が新たに増えて 20 団体を目指すのか、だけでも見え方が変わってくる。さらに言うと、たとえば今ある6団体の中で、そのうちの1団体がすごく男女共同参画について頑張っていて取り組んでいたとしても、その取り組みの内容は評価されないというこの目標値が気になります。

委員長： 確かに最終目標値に注目すると、9番の目標値は現実に照らすと高いですし、10番や11番ならば行政が頑張れば達成できない数値ではありません。それぞれの目標のために5年間で必死に頑張るのですが、行政が絡む数値は上がると思います。最終目標値が実現可能になるためにはどうしたらいいのか。市民団体に議論を展開したり、草の根で数字を実現するための努力をし、

行政がサポートするという形が理想です。

委員： 計画の中に子どもに対する施策が弱いと思います。大東市では7月にネグレクトによる虐待がありました。近所より通報があり、行政がかかわったにも関わらず事件を防げなかったということがあり、児童虐待や貧困を防ぐ方法はないのかと胸を痛めます。地域の見守りを計画に入れ込むことはできないでしょうか。また、文化住宅の一室でフードロスへの取り組みがありましたが80人も参加者があり、改めて貧困層の実態を目のあたりにしました。貧困児童への配慮はないのでしょうか。

委員長： 事務局、何かありますか。

事務局： 子どもを取り巻く環境は近年変わってきており、非常に大切なことかと思えます。福祉部局では地域福祉計画を策定中で、子ども子育て計画も別に策定しておりますので、子供の関係はそちらで盛り込んでいただけたらと思います。この男女共同参画計画には子どもの施策を含んでおりませんのでよろしくお願いします。

委員長： 行政としては、子ども食堂などを中心的に企画する市民の力をいかにバックアップして行くかというシステムをつくらなければいけません。DVや児童虐待は女性の人権侵害にも深くかかわり合っていることがありますので無視はできません。人権室や子ども家庭局ともうまく連動できるよう、市民の要望に耳を傾けられるようなシステムを構築してください。担当課も連携を心がけてください。積極的に交流をし、市民の意見を生かせるようにしてください。それでは、修正を行い、最終判定の後にパブリックコメントを実施してください。委員もパブリックコメントで意見を出してください。では事務局にお返しします。

4 その他

事務局： 今回いただきましたご意見をもとに、計画素案を完成させて11月にパブリックコメントを実施させていただきます。

事務局： 今回の計画の改定に合わせて大東市男女共同参画推進条例の改正を行いたいと思います。条例の改正を考えておりますのは、LGBT理解増進法への対応が主な理由となります。改正箇所としては3か所で、まずは前文の付則の冒頭の文章です。次に2点目第2条の用語の定義でございますが、性的指向と九番のジェンダー・アイデンティティを追加しております。最後に、第8条ですが文章の改正があります。条例改正については、ご意見やご質問があれば、お願いいたします。

事務局： 次回の策定委員会は、11月のパブリックコメントでいただきましたご意見について皆様でご議論いただき計画案を完成させることとなります。会議は、12月中を予定しております。策定委員会としては12月の会議が最後となる予定です。次回の第5回策定委員会は、12月6日(水)午前中を予定しております。皆様、ご都合はいかがでしょうか。

委員長： 前回パブリックコメントのご意見はなかったですね。

事務局： 前回はなかったときいております。

委員： パブリックコメントの募集は行政のホームページからですか。

事務局： 11月号広報にも載せています。

委員： 12月6日は会議ですので出席できません。

事務局：今日は欠席の方もいらっしゃいますので、皆様のご都合を伺って決定させていただきます。

5 閉会

事務局：以上を持ちまして、第4回大東市男女共同参画社会行動計画策定委員会を閉会いたします。
ありがとうございました。